

富士吉田市 総合評価方式実施ガイドライン  
(平成22年度版)

平成22年4月

富士吉田市

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 . 総合評価方式の意義 .....              | 1  |
| 2 . 総合評価方式の種類 .....              | 2  |
| 2 - 1 . 総合評価方式の選択 .....          | 2  |
| 2 - 2 . 対象工事の選定 .....            | 2  |
| 3 . 入札・契約手続き .....               | 3  |
| 4 . 評価項目と評価基準の設定 .....           | 4  |
| 4 - 1 . 「簡易型」の施工計画に関する評価項目 ..... | 5  |
| 4 - 2 . 技術者及び企業に関する評価項目 .....    | 6  |
| 5 . 施工計画の取扱い .....               | 9  |
| 5 - 1 . 施工計画の担保 .....            | 9  |
| 6 . 落札者の決定方法 .....               | 10 |
| 6 - 1 . 評価値の算出方法 .....           | 10 |
| 6 - 2 . 落札者の決定基準 .....           | 11 |
| 7 . 情報公開 .....                   | 11 |
| 8 . 苦情処理 .....                   | 11 |

このガイドラインは、富士吉田市が発注する建設工事の請負契約における「総合評価落札方式」の試行的な実施に関し、一定範囲の方針を定めるものである。

## 1. 総合評価方式の意義

近年、全国的に公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増するとともに、適切な技術力を持たない業者による、不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きています。このような状況に対応するため、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)では、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことを求めており、この理念を具体化するものが総合評価方式である。

本市は、この品確法の趣旨に従い、地域の実情を踏まえ、総合評価方式を導入することとする。

総合評価方式は、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績、地域貢献等を評価の対象とし、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするものである。総合評価方式における「品質」とは、工事目的物はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれる。

総合評価方式を適用することにより、次のような効果が考えられる。

価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。

必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピング防止、不良・不適格業者の排除ができる。

技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。

価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。

一般競争の拡大を進めやすくなり、透明性の確保が図れる。

総合評価方式の導入により技術力の向上に努め地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備され、上記の効果により地域における社会資本整備と建設業界の健全な発展に貢献し、将来に向けて市民に利益がもたらされるものと期待される。

## 2. 総合評価方式の型式

### 2-1 総合評価方式の選択

総合評価の型式は、下図のとおり定められている。富士吉田市では、「特別簡易型」「簡易型」を選択し、設計価格及び工事の特性に応じて適用するものとする。



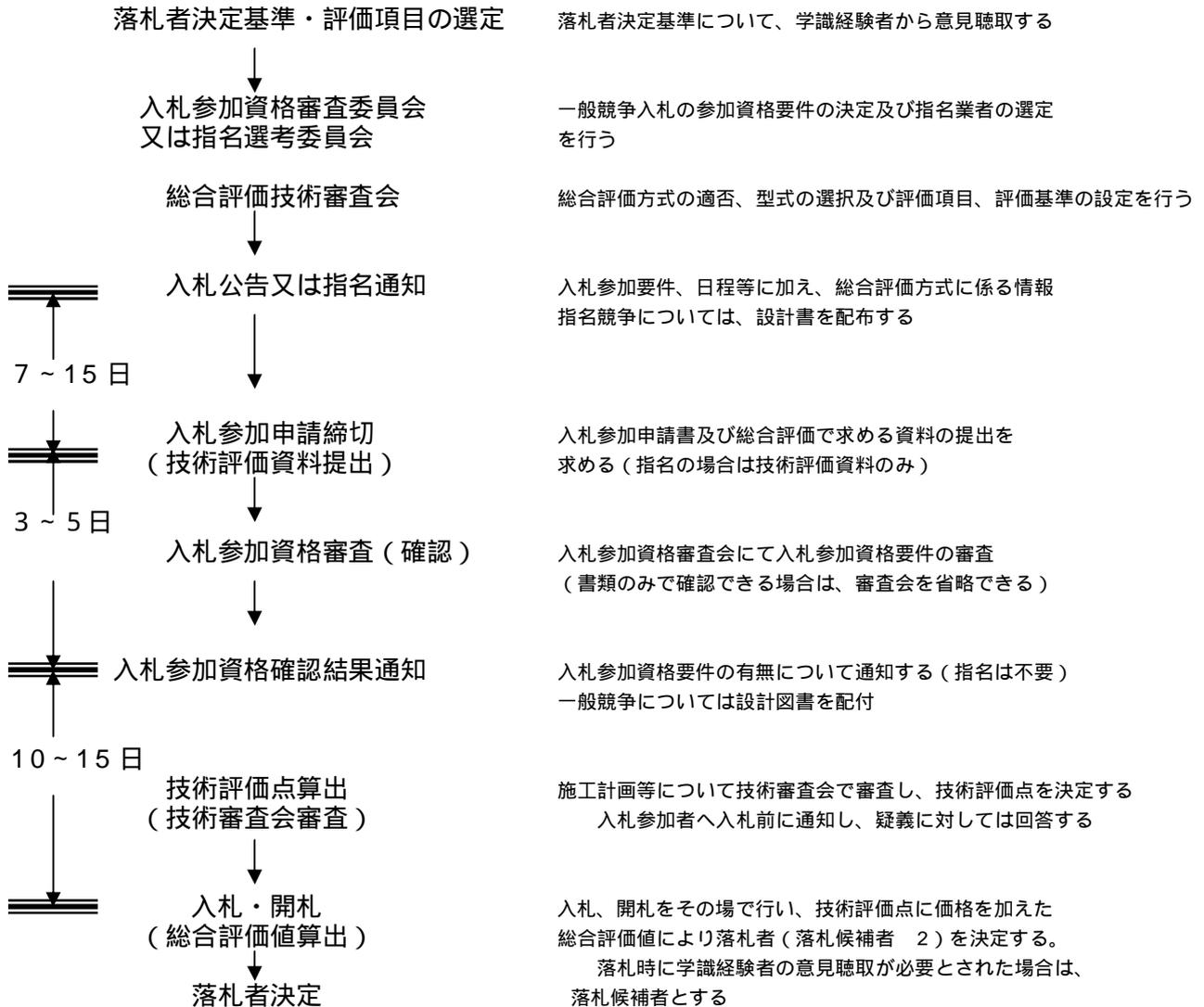
| 型式    | 概要   | 施工計画の評価 |
|-------|--|---------|
| 特別簡易型 | 技術的な工夫の余地が小さい一般的小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価                     | なし      |
| 簡易型   | 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価 | あり      |

### 2-2 対象工事の選定

総合評価落札方式の実施にあたり適用する工事の選定及び簡易型・特別簡易型のいずれかを適用するかについては、当該工事の規模、施工上の課題等の提案を求める場合を総合的に考慮して選定する。なお、工事規模5千万円未満の工事においては、特別簡易型を選択することを基本とするが、5千万円以上であるが一般的な工法によるものは、特別簡易型を適用できるものとする。

また、軽易な工事や緊急工事については総合評価方式を適用しない。

### 3. 入札・契約手続き



#### 事後審査型一般競争入札(入札参加資格の審査を入札・開札後に行うもの)

開札時では、総合評価値に基づき落札候補者を決定し、その後に入札参加資格審査又は確認(落札候補者のみ)を行ない、落札者を決定する。

#### 【学識経験者の意見聴取】

地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき落札者決定基準を定めるにあたり、山梨県総合評価委員会を活用する。

#### 【総合評価技術審査会】

工事担当の技術部門の職員を中心に入札案件ごとに設置する。

#### 4 . 評価項目と評価基準の設定

選定した総合評価落札方式の型式並びに工事の内容に応じて、評価項目、さらに各評価項目の評価基準、加算点や評価点の設定を行う。

評価点は、評価の基準を参考に工事ごとに定める。

技術者及び企業に関する評価項目は、「特別簡易型」及び「簡易型」ともに共通項目とする。

「簡易型」における施工計画について項目ごとの配点の指標は、10点、5点、0点が基本となる。

共通項目について、共同企業体（JV）の場合は参加企業の全てを評価し、事故及び不誠実な行為の減点についても同様に参加企業の全てを評価する。この場合、各評価項目ごとに値を求め参加企業の合計値により加算点を求める。

評価項目のうち、入札参加要件となっている項目については、原則的には選択しない。

##### 【加算点の設定範囲】

総合評価落札方式の型式別、加算点の標準と設定範囲は次のとおりとし、個別工事ごとに設定範囲内で加算点を決定する。

| 総合評価の型式 | 設定範囲      |
|---------|-----------|
| 特別簡易型   | 10点       |
| 簡易型     | 20点 ~ 30点 |

#### 4 - 1 「簡易型」の施工計画に関する評価項目

( 1 ) 施工計画は、下表 5 項目から 1 ~ 2 項目を選択するものとする。

| 評価項目                                   | 評価基準                                       |
|--|--|
| 施工計画                                   |  |
| 1 工程管理に係わる<br>技術的所見<br>「<br>に係る技術的所見」  | 工事工程や実施手順が合理的であり、重要な項目が記載され工夫が見られる         |
|  | 工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる                   |
|  | 工程管理が一般的で適切である                             |
|  | 未記入、又は不適切である                               |
| 2 品質管理に係わる技術的<br>所見<br>「<br>の品質管理について」 | 品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる |
|  | 品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる           |
|  | 品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切である                   |
|  | 未記入、又は不適切である                               |
| 3 施工上の課題に対する<br>技術的所見<br>「<br>の対策について」 | 課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる     |
|  | 課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる               |
|  | 課題に対して、現地条件を踏まえ適切である                       |
|  | 未記入、又は不適切である                               |
| 4 安全管理に留意すべき<br>事項<br>「<br>に対する安全管理」   | 留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる       |
|  | 留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる                 |
|  | 配慮事項が現地条件を踏まえ適切である                         |
|  | 未記入、又は不適切である                               |
| 5 施工上配慮すべき事項<br>「<br>に配慮すべき」           | 配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる       |
|  | 配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる                 |
|  | 配慮事項が現地条件を踏まえ適切である                         |
|  | 未記入、又は不適切である                               |

施工計画は、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験等から、当該工事の施工に際しての留意事項について当該技術者が記述するものとする。

## (2) 施工計画の評価方法

提案された施工計画の評価方法については、提案項目の特性を踏まえ、数値方式による評価方法、又は順位方式による評価方法を設けて施工計画の評価を行う。

また、提案項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設けて、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には加点しない方法もある。

### 数値方式

提案について達成目標を数値化して求める方式で、提案された性能等の数値の達成度により、評価点を付与する方法。

### 順位方式

数値化が困難な提案項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方法。この場合、参加者のなかで最も優れた提案に満点、最下位者に最低点を付与し（評価できる提案がない場合は0点）中間の者には均等に按分して点数を付与する。

数値化が困難な提案項目の性能等に関して、3段階の階層と、その判断基準を設け、評価項目が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方法。この場合、例えば3階層をA B C とすると、Aを満点、Bはその半分、Cは加算点なしとする。

## 4-2 技術者及び企業に関する評価項目

### (1) 配置予定技術者の能力

| 配置予定技術者の能力       |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1 資格             | 1級施工管理技士等又は技術士           |
|                  | 上記以外の工事施工等に係わる資格         |
| 2 同種工事の施工実績      | 主任技術者(監理技術者)として同種工事の実績あり |
|                  | 担当技術者として同種工事の実績あり        |
|                  | その他                      |
| 3 工事成績評定点の平均点(1) | 75点以上                    |
|                  | 70点以上75点未満               |
|                  | 70点未満又は成績実績なし            |
| 4 継続教育(CPD)の取組状況 | 取組状況が優良                  |
|                  | 取組なし又は取組状況が上記未満          |

1 富士吉田市が発注した工事で、主任技術者(監理技術者)として従事した工事を対象とする。

( 2 ) 企業の施工実績

|                                      |                        |
|--------------------------------------|------------------------|
| 企業の施工実績                              |                        |
| 1 同種工事の施工実績                          | 富士吉田市又は国・県・公団等の同種工事の実績 |
|                                      | 他市町村・公営企業等の同種工事の実績     |
|                                      | その他及び同種工事実績なし          |
| 2 工事成績当該工種での工事成績評<br>定点の平均点 ( 1 )    | 80点以上                  |
|                                      | 75点以上80点未満             |
|                                      | 70点以上75点未満             |
|                                      | 65点以上70点未満又は成績実績なし     |
|                                      | 60点以上65点未満             |
|                                      | 55点以上60点未満             |
|                                      | 55点未満                  |
| 3 難工事の施工実績 ( 2 )                     | 実績あり                   |
|                                      | 実績なし                   |
| 4 事故及び不誠実な行為 ( 3 )                   | 指名停止(3ヶ月以上)            |
|                                      | 指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)       |
|                                      | 指名停止(1ヶ月未満)            |
| 5 品質管理・環境マネジメントシ<br>ステムの取り組み状況 ( 4 ) | ISO9001又は14001の認証を取得済み |
|                                      | 認証を未取得                 |

- 1 富士吉田市が発注した工事を対象とし、工事成績評定点の平均点が65点未満は、減点項目とする。
- 2 富士吉田市が発注した工事で工事成績評定において「高度技術」項目で評価加点され、当該工事の総合成績評定が65点以上のものを対象とする。
- 3 事故及び不誠実な行為は、減点項目とする。
- 4 認証は、当該対象工種での認証取得とする。

( 3 ) 企業の信頼性・社会性

| 評価項目                               | 評価基準                        |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 信頼度                                |                             |
| 1 法定外労働災害補償制度の加入<br>( 1 )          | 加入あり                        |
|                                    | 加入なし                        |
| 2 建退共、退職一時金制度又は企業<br>年金制度の加入 ( 1 ) | 加入あり                        |
|                                    | 加入なし                        |
| 地域貢献度                              |                             |
| 1 災害協定の締結 ( 2 )                    | 締結あり                        |
|                                    | 締結なし                        |
| 2 除雪業務受託実績                         | 市道受託契約実績あり ( 延長6km以上 )      |
|                                    | 市道受託契約実績あり ( 延長3km以上6km未満 ) |
|                                    | 市道受託契約実績あり ( 延長3km未満 )      |
|                                    | 市有施設 ( 市庁舎・市立病院 ) の業務実績あり   |
|                                    | 受託等実績なし                     |
| 3 ボランティア活動 ( 3 )                   | 実績あり                        |
|                                    | 実績なし                        |

1 法定外労働災害補償制度及び建退共、退職一時金又は企業年金制度  
経営事項審査で加点評価される制度を対象とする。

2 災害協定の締結

富士吉田市地域防災計画に掲載されている富士吉田市が災害時に備えて締結した各種協定を対象とし、その団体等に属している場合も加点対象とする。

3 ボランティア活動

事業所として取り組み、無償で地域社会貢献のために市内において活動したものとする。

## 5. 施工計画の取扱い

「簡易型」において施工計画を求める場合、その提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすることなど、その取扱いについて適正に対応すること。

なお、提出された施工計画書は返却しない。

### 5 - 1 施工計画の担保

総合評価方式で採用された施工計画について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時の設計図書とする。

実際の施工に際しては、監督員は施工計画の内容に応じた施工方法により施工させるものとする。

受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、必要に応じて契約金額の減額や工事成績評定点を減ずる措置等を行う。

なお、施工計画に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

#### (1) 工事成績評定への反映

総合評価方式で採用された施工計画は、契約内容となるため竣工検査の対象となる。

よって、「富士吉田市建設工事成績評定要綱」(以下「工事成績評定要綱」という。)に基づき、的確に工事成績に反映すること。

##### ア 加点

総合評価で求めた施工計画は落札者決定後に契約事項となることから、提案事項を履行することが標準であり、履行したことのみをもって加点することとはならない。

ただし、提案事項の履行により著しい成果が得られた場合については、工事成績評定要綱の「高度技術・創意工夫」で加点することができることとする。

##### イ 減点

総合評価で求めた施工計画について、提案内容を満たすことができなかった場合は、工事成績評定点の減点を行う。

減点については、評定者の合議により、達成していない提案項目数に応じて、「法令遵守等」で減点する。

#### (2) 違約金

総合評価で求めた施工計画について、提案内容を満たすことができなかった場合は、再度施工する。再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを請負者に求める。

## 6. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とするので、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する。

また、評価値の算出方法は「除算方式」とし、以下により落札者を決定する。

### 6-1 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で序して得た評価値をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

加算点については、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」の評価項目ごとに評価を行い、評価項目ごとの得点合計の最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点数を加算点として与える。

加算点の満点は、総合評価落札方式の型式別の設定範囲内で工事ごとに定める。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計} / \text{評価点の合計の最高点}) \times \text{加算点の満点}$$

#### 【除算方式による技術評価点の計算例】

$$\text{標準点(a)} = 100 \text{点}$$

$$\text{評価点の満点(b)} = 30 \text{点}$$

$$\text{加算点の満点(c)} = 10 \text{点}$$

| 入札者                           | A社    | B社    | C社    |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| 評価点(d)                        | 28    | 14    | 22    |
| 加算点<br>(e)=(c) × (d) / (dmax) | 10.0  | 5.0   | 7.9   |
| 技術評価点<br>(f)=(a) + (e)        | 110.0 | 105.0 | 107.9 |

## 6 - 2 落札者の決定基準

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の 、 及び の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格も同額である場合は、当該者でのくじ引きで落札者を決定する。

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

総合評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

入札金額が富士吉田市競争入札最低制限価格制度に関する要綱（平成19年訓令甲第49号）の最低制限価格を下回らないこと。

## 7 . 情報公開

### （1）入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、技術評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

### （2）入札後

落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ア 各事業者名
- イ 各事業者の入札価格
- ウ 各事業者の技術評価点
- エ 各事業者の評価値

## 8 . 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により参加資格がないと認められた者から苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由について回答する。

また、技術資料の評価については、「価格以外の評価結果」及び加算点を公表し、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

## 附 則

この訓令乙（ガイドライン）は、平成22年4月1日から施行する。